

就学援助制度についてのご案内

市では、経済的な理由で大垣市立の小・中・義務教育学校に通うお子さんの就学に必要な費用に困り、援助を希望する保護者の方に、給食費や学用品費等の一部を援助する制度を設けています。(免除制度ではありませんので、毎月の給食費等は学校へ支払う必要があります。)



1 対象世帯（次のいずれかにあてはまる世帯）

- 生活保護の停止または廃止
- 世帯全員（同一住所を含む）の市民税が非課税または減免
- 世帯全員（同一住所を含む）の国民年金または国民健康保険料が減免
- 児童扶養手当（母子家庭等に支給される手当）の受給
- 前年中（令和7年中）の世帯全員の合計所得が所得制限額（世帯状態により異なる）を下回る など

所得制限額（目安）

家族数	家族構成	所得制限額（目安）
2人	親(35歳) 子(7歳)	286万円
3人	親(39歳・35歳) 子(7歳)	303万円
4人	親(42歳・39歳) 子(10歳・7歳)	366万円
5人	親(42歳・39歳) 子(14歳・10歳・7歳)	429万円

- ・家族構成や年齢により制限額は異なります。
- ・単身赴任等で別居している方や、別世帯であっても同一住所にお住まいの方などで、児童生徒と生計を一にしている場合は、同一世帯員とみなします。
- ・世帯の中に市民税が未申告の方がみえる場合、所得状況が把握できないため、審査ができません。未申告の方は、速やかに申告をしてください。

2 申請方法



- ・申請書は、学校または庶務課（市役所6階）にて配布しています。市ホームページより、ダウンロードもできます。
- ・庶務課にて判定処理を行っている間は、お問い合わせいただいても、認定の可否についてご案内できませんので、予めご了承ください。

3 提出書類

- (1) 就学援助申請書
- (2) 就学援助申請に係る税務情報等利用同意書
- (3) 誓約書
- (4) 口座振替（変更）依頼書兼委任状（振込先の口座は、申請者本人名義の口座に限ります。）
- (5) 通帳の写し（金融機関名、支店、口座名義、口座番号のわかるページをコピーしてください。）
- (6) 令和8年1月1日以降に転入された方は、対象世帯であることが分かる書類
（所得課税証明書など18歳以上の世帯員全員分）

4 認定について

認定は、申請月の翌月です。（小1・中1・義務教育学校1,7年生のみ、4月申請を4月認定とします。）
書類の提出後、教育委員会にて審査し、申請月の翌月に学校を通じて通知します。
ただし、4～6月認定者については、6月中旬以降に通知します。

5 支給について

年3回に分けて支給します。ただし、校外活動費や修学旅行費などは、学校の請求に基づき支給するため、実施月と支給日が異なる場合がございます。

【支給予定日】 7月中旬（4月～7月分） / 12月中旬（8月～12月分） / 3月中旬（1月～3月分）

【主な支給費目と支給金額（年額）】

主な支給費目	小学校・義務教育学校前期課程	中学校・義務教育学校後期課程
学用品費	11,628円 [定額]	22,728円 [定額]
通学用品費（1,7年生を除く）	2,268円 [定額]	2,268円 [定額]
体育実技用具費	-	実費
校外活動費（泊なし）	1,600円 [上限]	2,310円 [上限]
校外活動費（泊あり）	実費（一部を除く）	実費（一部を除く）
修学旅行費	実費（一部を除く）	実費（一部を除く）
新入学児童生徒学用品費	57,060円 [定額]	63,000円 [定額]
入学準備費	57,060円 [定額]	63,000円 [定額]
学校給食費	実費	実費

- ・新入学児童生徒学用品費については、入学準備費の支給を受けた方は支給対象外です。
- ・新入学児童生徒学用品費は、小1・中1・義務教育学校1,7年生の4月認定者まで支給します。
- ・5月以降認定の小1・中1・義務教育学校1,7年生については、通学用品費を支給します。
- ・生活保護受給者は、修学旅行費のみ支給対象です。
- ・支給金額は、国の補助単価の変更に伴い、変わる場合がございます。

6 注意事項

児童生徒が大垣市外に転出した場合、児童生徒と別居する（養育しなくなる）場合、児童扶養手当の受給資格が喪失した場合など、受給要件に該当しなくなった際は、遅滞なく、学校または教育委員会までお申し出ください。受給資格がない状態で支給を受けた場合は、返還金が発生する可能性がありますので、予めご了承ください。